

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、病理組織検査項目におきまして、ホルマリン固定組織のご提出時、検体輸送時における安全上の観点から、提出容器に「ホルマリン固定組織」であることを明示する旨のCAP監査指摘がございましたので、提出方法のご案内に一文を追加いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

以上

■ 変更日 2024年5月13日(月) ご依頼分より

■ 対象項目 病理学的検査-病理組織検査

■ 変更内容

病理学的検査-病理組織検査「検査材料の提出方法」に下記の文章を追記いたします。

5) 検体輸送時における安全上の観点から、提出容器に「ホルマリン固定組織」であることを明示したうえでご提出ください。

病理学的検査

病理組織検査

検査材料の提出方法

病理学的検査のご提出の際は20%ホルマリン固定組織、パラフィンブロック、未染標本スライド、染色済標本をお願いいたします。
注)放射線による治療または検査を実施した患者様検体で、放射能汚染の可能性がある際には、事前にデータインフォメーションへお知らせください。

■20%ホルマリン固定組織

- 1) 摘出した組織を自家融解、乾燥から防ぐため、直ちに20%ホルマリン液を充填した(VPO)容器に入れ固定してください。
- 2) 固定液は、20%ホルマリン液を使用し、組織の10倍を目安とし充分量を使用してください。
- 3) 胃生検等の微小組織片をご提出の場合は、濾紙等に貼り付け20%ホルマリン液へ入れてください。
(なお、複数個ご提出の際は、濾紙ヘナンバー等を鉛筆で記入するか、または、採取部位(各ナンバー)ごとに20%ホルマリンの入った容器に入れてください。)
- 4) 一容器に一臓器(一種類の臓器)を入れてご提出ください。なお、大きさが著しく異なる臓器は必ず容器を分けてください。

5) 検体輸送時における安全上の観点から、提出容器に「ホルマリン固定組織」であることを明示したうえでご提出ください。

